

重要な会計方針

- 1 運営費交付金収益の計上基準
 - (1) 人件費のうち退職金及び研究業務費の一部については、成果進行型基準<独立行政法人会計基準注34の第2項(1)>を採用しております。
 - (2) 人件費のうち退職金を除く金額については、期間進行型基準<同基準注34の第2項(2)>を採用しております。
 - (3) 研究業務費の一部及び一般管理費については、費用進行型基準<同基準注34の第2項(3)>を採用しております。
- 2 減価償却の会計処理方法
 - (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40.3.31大蔵省令第15号)」を基本としております。
また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第77)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、特許権については、特許権の有効期間に対応した償却計算をしております。
- 3 退職手当に係る引当金及び見積額の計上基準
役員及び職員の退職手当については、財源措置がなされているため、退職手当に係る引当金は計上しておりません。
また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。
- 4 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品については、最終仕入原価法を採用しております。
- 5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
政府出資に係る機会費用の計算に使用した利率は、国債利回りを参考に1.4%で計算しております。
- 6 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

重要な債務負担行為

翌年度以降に支払を予定している債務負担行為額は75,422,432円であります。

重要な後発事象

該当事項はありません。

注 記 事 項

1 貸借対照表関係

運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額は 415,707,467円です。

2 キャッシュ・フロー計算書関係

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳は、

現金及び預金	439,738,719 円
資金期末残高	<u>439,738,719</u>

(2) 重要な非資金取引

現物出資の受入等による資産の取得

現物出資の受入

建物	5,077,441,800 円
構築物	158,810,000
機械及び装置	816,792,900
工具器具備品	211,895,330
土地	3,520,000,000
樹木	48,144,950
合計	<u>9,833,084,980</u>

無償取得

建物	18,831,659 円
機械及び装置	202,236,937
工具器具備品	75,117,206
車両運搬具	842,297
特許権	23,592,601
電話加入権	720,000
ソフトウェア	9,428,164
合計	<u>330,768,864</u>

3 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

$9,833,084,980 + (9,833,084,980 - 586,222,928 - 532,000) \times 1/2 \times 1.4\%$ で計上しております。